

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 訪問介護

事業所名（施設名）

：ローマンうえだ
ヘルパーステーション

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。

- 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
- 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
A	1 生活支援の 基本と権利擁護	(1) 生活支援の 基本	① 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。	a)	■	1 利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。	○利用者の暮らしの意向などは、訪問支援時の様子を記録にまとめてカンファレンスを行い利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。 ○自立に向けて本人の希望、意向、これまでの生活を尊重してアセスメントして訪問介護実施計画書に反映し、食事、移動など具体的な課題を短期目標にして支援をしている。 ○利用者から鍵を預かる、買い物代行などで金品を預かる場合のマニュアルが整備され、適正に取り扱っている。また、金銭管理をすることが難しくなってきた場合などは家人に連絡し介護支援専門員に報告して、日常生活自立支援や成年後見制度等の利用に繋げている。 ○スライディングボードなど安全のための福祉用具の紹介などを利用者・家族に助言・情報提供をし、介護支援専門員に連絡している。
					■	2 日々の支援において利用者の自立に配慮するとともに、利用者の自立への動機づけを行っている。	
					■	3 自立した生活が営めるよう、利用者の意向やこれまでの生活を尊重しながら、居室等に配慮し支援を行っている。	
					■	4 鍵を預かる場合や買い物代行などで金品を預かる場合のルールが決まっており、適正に取り扱っている。	
					■	5 必要に応じて、介護支援専門員を通して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげている。	
					■	6 安心・安全で落ち着いた生活を送るための環境づくりについて、利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	a)	<p>7 ■ 利用者の思いや希望を十分に把握できるよう、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションを行っている。</p> <p>8 ■ 利用者の思いや希望を把握し、その内容を支援に活かしている。</p> <p>9 ■ 利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉づかいが徹底されている。</p> <p>10 ■ コミュニケーションの方法や支援について、検討・見直しが定期的に行われている。</p> <p>11 ■ 話すことや意思表示が困難であるなど配慮が必要な利用者には、個別の方法でコミュニケーションを行っている。</p>	<p>○会話から得られた思いや希望は、モニタリングシートに反映し支援に生かしている。また、コミュニケーションや支援はモニタリングし、検討・見直しを行い、意思表示困難な利用者とのコミュニケーションの工夫（筆談・携帯用ホワイトボード利用等）をしている。</p> <p>○支援における「プライバシーの尊厳」が整備され、職員は学習し共有を図り、利用者の尊厳に配慮した接し方、言葉づかいが徹底されている。</p>
		(2) 権利擁護	① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a)	<p>12 ■ 権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。</p> <p>13 ■ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。</p> <p>14 ■ 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。</p> <p>15 ■ 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。</p> <p>16 ■ 権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。</p> <p>17 ■ 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。</p>	<p>○職員は、権利侵害、虐待防止、早期発見のための意識を持ち、支援中は利用者の言動、心身の状況を観察している。</p> <p>○虐待防止、権利侵害に関するマニュアル、規定等整備され、人権侵害、プライバシー保護に関する研修会、全体学習会を事例を通して行うなど権利侵害防止の周知、徹底をしている。</p>

○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	3 生活支援	(1) 利用者の状況に応じた支援	① 入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	a)	<p>■ 18 利用者の心身の状況や意向を踏まえ、入浴形態や方法を検討・確認し、入浴支援（入浴介助、清拭、見守り、声かけ等）を行っている。</p> <p>■ 19 安全・快適に入浴するための取組を行っている。</p> <p>■ 20 入浴の誘導や介助を行う際は、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。</p> <p>■ 21 入浴を拒否する利用者については、利用者の状況に合わせて対応を工夫している。</p> <p>■ 22 入浴方法等について利用者の心身の状況に合わせて、検討と見直しを行っている。</p> <p>■ 23 入浴の可否の判断基準を明確にし、入浴前に健康チェックを行い、必要に応じて清拭等に代えるなどの対応をしている。</p> <p>■ 24 家庭での入浴について利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○利用者の心身の状況を踏まえ、入浴支援方法を検討している。標準的な実施方法に添って住環境、心身状況に合わせた入浴支援とともに、利用者の尊厳や羞恥心を大切にして身体にタオルを掛けるなど配慮している。</p> <p>○入浴拒否をする利用者には、寄り添いながら声掛けをする、家族の協力を得ながら入浴に誘っている。</p> <p>○入浴前に、体温、血圧チェックを行っている。普段と違った状態の時には訪問看護師等に連絡をして入浴方法を検討している。</p> <p>○入浴形態、入浴用品使用の要望など家族からの相談に応じている。都度、介護支援専門員に報告をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)																											
			② 排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	a)	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="925 209 1003 296">■</td> <td data-bbox="1003 209 1070 296">25</td> <td data-bbox="1070 209 1760 296">利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 296 1003 368">■</td> <td data-bbox="1003 296 1070 368">26</td> <td data-bbox="1070 296 1760 368">自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 368 1003 440">■</td> <td data-bbox="1003 368 1070 440">27</td> <td data-bbox="1070 368 1760 440">トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 440 1003 512">■</td> <td data-bbox="1003 440 1070 512">28</td> <td data-bbox="1070 440 1760 512">排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 512 1003 600">■</td> <td data-bbox="1003 512 1070 600">29</td> <td data-bbox="1070 512 1760 600">排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 600 1003 671">■</td> <td data-bbox="1003 600 1070 671">30</td> <td data-bbox="1070 600 1760 671">排せつの自立のための働きかけをしている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 671 1003 759">■</td> <td data-bbox="1003 671 1070 759">31</td> <td data-bbox="1070 671 1760 759">必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 759 1003 847">■</td> <td data-bbox="1003 759 1070 847">32</td> <td data-bbox="1070 759 1760 847">支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="925 847 1003 935">■</td> <td data-bbox="1003 847 1070 935">33</td> <td data-bbox="1070 847 1760 935">家庭での排せつについて利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</td> </tr> </table>	■	25	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。	■	26	自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。	■	27	トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。	■	28	排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。	■	29	排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。	■	30	排せつの自立のための働きかけをしている。	■	31	必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。	■	32	支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。	■	33	家庭での排せつについて利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。	<p>○心身状況、意向を把握してポータブルトイレの位置の確認、排泄用品の変更など行い、身体機能を見極めて、本人のできる部分は安全にできるよう声掛けや見守り、利用者の尊厳や羞恥心を大切にして排泄援助中はタオルを掛けるなどして配慮している。</p> <p>○ポータブルトイレなどは清潔にして安全確認をしている。室温管理をして快適に排泄ができる環境作りを行っている。</p> <p>○排泄について、利用者や家族から相談を受けた時は助言をしている。内容は必要に応じて介護支援専門員に報告をしている。</p>
■	25	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。																															
■	26	自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。																															
■	27	トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。																															
■	28	排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情（羞恥心）に配慮している。																															
■	29	排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。																															
■	30	排せつの自立のための働きかけをしている。																															
■	31	必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。																															
■	32	支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。																															
■	33	家庭での排せつについて利用者・家族に助言・情報提供し、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。																															

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			③ 移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	a)	<p>■ 34 利用者の心身の状況、意向を踏まえ、できるだけ自力で移動できるよう支援を行っている。</p> <p>■ 35 移動の自立に向けた働きかけをしている。</p> <p>■ 36 利用者の心身の状況に適した福祉機器や福祉用具が利用されている。</p> <p>■ 37 安全に移動の介助を実施するための取組を行っている。</p> <p>■ 38 介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。</p> <p>■ 39 家庭での移動について、動線の安全の工夫や福祉用具等の利用を含めた助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○安全な移動、自立に向けて、利用している通所介護事業所の理学療法士、訪問看護師等が出席するサービス担当者会議で家庭での移動状況を報告し、福祉用具の利用含め、安全に移動できるために関係者からの意見を参考にして、家族と共有して移動支援を行い、できるだけ自力で移動できるよう支援に努めている。</p> <p>○杖、歩行器等の使用に関する相談、助言を行い介護支援専門員に報告している。</p>
		(2) 食生活	① 食事をおいしく食べられるよう工夫している。	a)	<p>■ 40 食事をおいしく、楽しく食べられるよう献立や提供方法を工夫している。</p> <p>■ 41 訪問介護員に対して調理に関する研修を行っている。</p> <p>■ 42 利用者の意向を確認し、調理している。</p> <p>■ 43 調理器具・台所等の衛生に留意し対応している。</p>	<p>○事業所では季節毎にモデル的に献立表を作成して職員に提示している。調理に関する研修会を開いている。食事をおいしく、楽しく食べられるよう盛り付け、食材の彩りを工夫している。</p> <p>○使う食材、調理内容、味付けなどを利用者や家族に確認して調理している。</p> <p>○利用者や家族に確認しながら冷蔵庫内、調理器具、調理台等の清潔の確認をして、必要な物品の漂白、洗浄に心掛けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	a)	<p>■ 44 利用者の心身の状況、嚥下能力や栄養面に配慮した食事づくりと提供方法を工夫している。</p> <p>■ 45 利用者の食事のペースと心身の負担に配慮している。</p> <p>■ 46 利用者の心身の状況を適切に把握し、自分でできることは自分で行えるよう支援している。</p> <p>■ 47 経口での食事摂取を継続するための取組を行っている。</p> <p>■ 48 誤嚥、窒息など食事中の事故発生の対応方法を確立し、日頃から確認、徹底している。</p> <p>■ 49 食事提供、支援・介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて、検討と見直しを行っている。</p> <p>■ 50 食事、水分の摂取量を把握し、食事への配慮、水分補給を行っている。</p> <p>■ 51 家庭での食事や水分摂取について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p> <p>■ 52 サービス提供時のみならず、利用者の食事全体の聴き取りや確認をしている。</p>	<p>○トロミ剤を使用する、食材は食べられる大きさに切るなど、利用者の心身の状況、嚥下能力に応じて提供方法を工夫している。利用者の食事ペースに合わせ、声掛けを行いながら介助している。</p> <p>○誤嚥、窒息など食事中の事故発生の対応方法をマニュアルに整備して学習会を行い確認、徹底している。</p> <p>○食事提供・支援・介護方法等について利用者の心身の状況を確認して業務連絡ノートに記録して共有を図り、カンファレンス、モニタリングをして検討、見直しをしている。</p> <p>○食事・水分摂取量、排尿量の確認をしている。必要に応じて訪問看護師に報告、相談をしている。</p> <p>○利用者・家族に食事に関する助言、情報提供をして、介護支援専門員に報告をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			③ 利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	a)	<p>■ 53 利用者が口腔機能の保持・改善に主体的に取り組むための支援を行っている。</p> <p>■ 54 職員に対して、口腔ケアに関する研修を実施している。</p> <p>■ 55 食後または就寝前に、利用者の状況に応じた口腔ケア及び口腔内のチェックを行っている。</p> <p>■ 56 口腔内に異常が認められた場合、歯科の受診を促している。</p> <p>■ 57 家庭での口腔ケアについて、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○意識的に会話をする、嚥下体操、マッサージ、口腔ケア行いを利用者が主体的に口腔ケアに取り組める支援を行っている。</p> <p>○義歯を外した時に、口腔ケアの支援時に口腔内のチェックをしている。スポンジを使うなどして利用者に合った口腔ケアを行っている。口腔内に異常が見られた時には、連絡ノートや口頭で家族に伝える、介護支援専門員に報告をして歯科受診を促している。</p>
		(3) 褥瘡発生予防・ケア	① 褥瘡の発生予防・ケアを行っている。	a)	<p>■ 58 褥瘡対策のための指針を整備し、褥瘡の予防についての標準的な実施方法を確立し取り組んでいる。</p> <p>■ 59 標準的な実施方法について職員に周知徹底するための方を講じている。</p> <p>■ 60 褥瘡予防対策の関係職員が連携して取り組んでいる。</p> <p>■ 61 褥瘡発生後の治癒に向けたケアが行われている。</p> <p>■ 62 褥瘡ケアの最新の情報を収集し、日常のケアに取り入れている。</p> <p>■ 63 家庭での褥瘡予防について、利用者・家族に助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○褥瘡予防に関するマニュアル、標準的な実施方法を確立している。職員は定期的に研修を受け周知徹底している。日々、皮膚状態を観察して、異変が見られた時は、介護支援専門員、訪問看護師に連絡して体位変換等予防、改善に向けた取組みを行っている。訪問看護師から褥瘡に関する情報を得てケアに活している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養	① 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている。	a)	<p>■ 64 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養の実施についての考え方（方針）と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。</p> <p>■ 65 喀痰吸引・経管栄養は、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。</p> <p>■ 66 医師や看護師の指導・助言のもと安全管理体制が構築されている。</p> <p>■ 67 介護職員等の喀痰吸引・経管栄養に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。</p> <p>■ 68 介護職員等の喀痰吸引・経管栄養の研修の機会を確保し、実施体制の充実・強化をはかっている。</p>	<p>○介護職員による喀痰吸引の実施についての指針、管理者の責任が明確にされ施設内委員会が設置されている。標準的手順と役割分担を整備している。</p> <p>○看護師による介護職員に対して喀痰吸引に関する研修会を3ヶ月毎に行い、手技の不安な職員に対して個別指導が行われている。</p> <p>○喀痰吸引は、医師の指示にもとづく適切、安全な方法により行われ、喀痰吸引を必要としている利用者・家族から同意書により確認をして、訪問看護師と連携を取りながら、認定特定行為業務従事者認定証を持つ職員が安全に喀痰吸引を行っている。</p>
		(5) 機能訓練、介護予防	① 利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	a)	<p>■ 69 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取り組むための支援を行っている。</p> <p>■ 70 利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。</p> <p>■ 71 日々の生活動作の中で、意図的な機能訓練や介護予防活動を行っている。</p> <p>■ 72 認知症の症状の早期発見に努め、介護支援専門員を通して医療機関等につないでいる。</p> <p>■ 73 自宅や地域での介護予防活動やメニューについて助言・情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○日常生活能力や機能、生活についてアセスメントを行い、行動に変化が見られた時は、介護支援専門員に報告をしている。</p> <p>○サービス利用している通所リハビリ事業所の理学療法士、病院関係者から情報を得て、機能の改善、介護予防を図る取組みをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(6) 認知症ケア	① 認知症の状態に配慮したケアを行っている。	a)	<p>■ 74 利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。</p> <p>■ 75 あらゆる場面で、職員等は利用者 に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。</p> <p>■ 76 行動・心理症状（BPSD）がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。</p> <p>■ 77 職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。</p> <p>■ 78 サービス利用時の様子を家族に伝えるなどして、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。</p> <p>■ 79 家族の悩みや相談を受けとめ、よりよいケアの方法を家族と共有するようにしている。</p> <p>■ 80 認知症の理解やケアに関して、利用者・家族に助言したり、家族会などの社会資源について情報提供を行っている。また、助言した内容については、必要に応じて、介護支援専門員等に報告・連絡している。</p>	<p>○日常生活能力や機能、生活歴についてアセスメントを行っている。</p> <p>○利用者から物を取られたなど不審に思われた時には、不審を招くような行動を評価して、物を持たずに訪問する、介護者の変更をするなどして職員は利用者 に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視して援助を行っている。</p> <p>○認知症についての学習会、研修会に参加してケアに活かしている。事例検討に取り組み研鑽している。ローマンうえだで認知症ケア学会等に参加して最新の知識・情報が得られる機会がある。</p> <p>○家族からの悩み、相談を受けとめ介護のつらさを共有している。必要に応じて専門誌、認知症に関するパンフレット等情報の提供をしている。介護支援専門員に報告をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(7) 急変時の対応	① 利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	a)	<p>■ 81 利用者の体調変化に気づいた場合の対応手順、医師・医療機関との連携体制を確立し、取り組んでいる。</p> <p>■ 82 日々の利用者の健康確認と健康状態の記録を行っている。</p> <p>■ 83 利用者の体調変化や異変の兆候に早く気づくための工夫をしている。</p> <p>■ 84 職員に対して、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する研修を実施している。</p> <p>■ 85 体調変化時の対応について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 86 訪問時に健康チェックを行い、異変があった場合には、家族、医師、訪問看護事業所、介護支援専門員等に連絡する体制を確立している。</p>	<p>○健康チェックを行い、利用者の体調変化に気付いた場合には、具体的症状に応じ対応手順に添い、看護師、医師、医療機関、介護支援専門員等に連絡を取るよう整備されている。緊急時連絡体制票を作成して事業所、利用者宅に置いて急変時に備えている。</p> <p>○訪問時に健康状態を記録している。</p> <p>○薬に関する学習会を行っている。体調の変化時の対応についてヘルパー研修会で行っている。</p>
		(8) 終末期の対応	① 利用者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。	a)	<p>■ 87 利用者が終末期を迎えた場合の対応について方針と手順が明らかになっている。</p> <p>■ 88 医師・医療機関等との必要な連携体制を確立している。</p> <p>■ 89 利用者及び家族に終末期を迎えた場合の意向の確認と福祉施設・事業所での対応・ケアについて説明し、対応している。</p> <p>■ 90 職員に対して、終末期のケアに関する研修を実施している。</p> <p>■ 91 終末期のケアに携わる職員や利用者の担当職員等に対して、精神的なケアを実施している。</p>	<p>○ターミナル期のケア及び看取りに関する指針が整備されている。</p> <p>○終末期を迎えた場合の本人と家族の意思確認をし、同意を得て対応している。</p> <p>○ローマンうえだが実施している終末期ケアに関する研修会や法人事業所の看取り後カンファレンスに参加して共有し、事業所で話し合いをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	4 家族等との連携	(1) 家族等との連携	① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	a)	<p>■ 92 家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。</p> <p>■ 93 利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。</p> <p>■ 94 家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。</p> <p>■ 95 家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。</p> <p>■ 96 家族が必要とする情報提供を行い、必要に応じて、介護支援専門員など専門職、関係機関につないでいる。</p> <p>■ 97 家族（介護者）に対し、必要に応じ介護に関する助言や介護研修を行っている。</p> <p>■ 98 家族（主たる介護者）の心身の状況や家族による介護・介助方法にも気を配り、必要に応じて介護支援専門員に報告している。</p>	<p>○家庭に連絡ノートを置き、訪問時の利用者の状況を記録し利用者の状況により、電話をするなどして必ず伝わるようにしている。</p> <p>○サービス担当者会議でサービスの説明、要望を聴く機会を設けている。</p> <p>○家族との相談は訪問時、担当者会議で行っている。内容は記録している。</p> <p>○介護者に介護者の集いなどの情報提供を行っている。</p> <p>○介護者の心身の状況や、家族による介護方法に心配りをして必要に応じて介護支援専門員に報告している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
	5 サービス提供体制	(1) 安定的・継続的なサービス提供体制	① 安定的で継続的なサービス提供体制を整え、取組を行っている。	a)	<p>■ 99 打ち合わせや会議等により、サービスの実施方法・手順等を職員全体に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 100 利用者の状況などの情報を共有するための仕組みがある。</p> <p>■ 101 定期的にケアカンファレンスや研修を開催し、指導者や先輩等による相談、助言等が得られる機会を確保している。</p> <p>■ 102 訪問介護員が変更になる場合、必要に応じ利用者に事前に連絡をしている。</p> <p>■ 103 利用者宅に初めて訪問する訪問介護員に変更になった場合には、サービス提供責任者が同行している。</p> <p>■ 104 必要に応じ、外部の専門職の指導や助言を得られるようにしている。</p>	<p>○職員連絡ノートに、訪問状況を記載してカンファレンスを行いサービスの実施方法、手順など検討して職員の周知徹底に努めている。また、安楽な姿勢、排泄介助、更衣方法など経験者による相談助言を得ている。</p> <p>○利用者宅に初めての職員が訪問する場合は、サービス提供責任者が同行している。その後も自信が付くまで同行し、訪問サービスの内容の確認をするようにしている。</p> <p>○ローマンうえだの専門職者からの指導や助言が常に得られる状況にある。</p>